

令和8年度 伊達市ブロック塀等撤去費補助事業

補助金申請のお知らせ

地震等災害によるブロック塀等の倒壊事故を防止し、災害非常時の避難路の確保など、安全なまちづくりを推進することを目的として、市民が行う伊達市道等に面したブロック塀等の撤去・建替えに要する費用の一部を補助する事業です。

(1) 共通条件

- 伊達市道等に面し、自己所有のブロック塀等の撤去・建替えするもの
- 撤去・建替えするブロック塀等は次のもので、下記表1、2より「危険ブロック塀等」と判断されるもの
 - ・既製コンクリートブロック、レンガ、石等の組積造の塀
- 市道等に面するブロック塀等の全部を撤去するもの
- 市民税等の市の納付金を滞納していないもの
- 申請前に着手していないもの
- 地震等で倒壊または既に撤去していないもの

(2) 建替えする場合の条件

- 建替えするブロック塀等が建築基準法に適合したもの

ブロック塀等について、外観で以下の1～5の項目を点検し、いずれかの項目が「いいえ」となる場合は「危険ブロック塀等」に該当します。

(表1)

コンクリートブロック塀の場合

確認項目	基準	確認
1 塀の高さ	地盤から2.2m以下である。	はい・いいえ
2 塀の厚さ	10cm以上である。(2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)	はい・いいえ
3 控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	はい・いいえ
4 基礎	コンクリートの基礎がある。	はい・いいえ
5 塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい・いいえ

(表2)

組積造(れんが塀や石積塀等)の場合


確認項目	基準	確認
1 塀の高さ	地盤から1.2m以下である。	はい・いいえ
2 塀の厚さ	各部分の壁の厚さはその部分から垂直距離の1/10以上である。	はい・いいえ
3 控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	はい・いいえ
4 基礎	基礎がある。	はい・いいえ
5 塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。	はい・いいえ

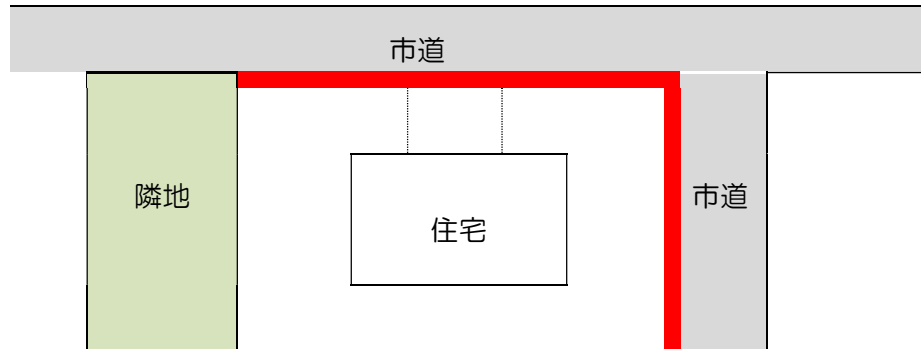
※ブロック塀等の安全性確認書(様式第2号(第6条関係)より引用)

• 補助金の額

ブロック塀等の撤去・建替えに要する経費の3分の2の額とし、上限10万円を限度とする。

(イメージ図)

 : 補助対象となる危険ブロック塀等の範囲



※隣地境界線は補助対象外です。

• 補助申請書類

- 補助金等交付申請書 ※自署の場合は押印省略可
- 補助事業計画兼収支予算書
- 施工場所の位置図（住宅地図等）
- ブロック塀等の構造、長さ、高さ及び厚さを表した図面
- ブロック塀等の安全性確認書 ※後日、現況確認のため市の職員が現地を確認します
- ブロック塀等の着手前写真（2方向以上）
- 工事費の見積書（写） ※工事一式不可、内訳明細が記載されているもの
- 完納証明書 ※税務収納課または各総合支所で取得

• 補助申請の方法

下記の期間内に、伊達市役所 建設部都市政策課 住宅政策係に直接申請して下さい。

- 申請期間 令和8年5月27日(水)から令和8年7月31日(金)まで
8時30分から12時00分、13時00分から17時00分まで
- 募集件数 1件（先着順）
- 申請場所 伊達市役所 建設部都市政策課 住宅政策係
伊達市保原町字舟橋180番地 中央棟2階
- 電 話 024-573-5620（直通）